

水戸市告示第435号

水戸市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年水戸市条例第2号)
第6条第1項の規定に基づき公の施設の指定管理者について指定をしたので、同条第2項
の規定に基づき次のとおり告示する。

令和7年12月18日

水戸市長 高橋 靖

1 管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 水戸市内原町仲丸児童遊園
- (2) 水戸市笠原町八ツ無地第13児童遊園
- (3) 水戸市笠原町八ツ無地第14児童遊園
- (4) 水戸市河和田町東原第2児童遊園
- (5) 水戸市住吉町第8児童遊園
- (6) 水戸市米沢町代官山下第4児童遊園

2 指定管理者となる団体の名称等

住所 茨城県水戸市千波町508番地の59
団体名称 一般財団法人水戸市公園協会
代表者氏名 理事長 秋葉 宗志

3 指定の期間

令和8年1月1日から令和8年3月31日まで